

令和8年度美郷町地域福祉活動推進助成事業 実施要綱

【赤い羽根共同募金助成事業】

1. 目的

この事業は、共同募金の助成金により、美郷町の住民自らが参画し、活動する地域福祉活動を支援することにより、美郷町の地域福祉の向上に資することを目的とする。

2. 対象事業

美郷町内で活動する民間団体・グループが行う事業（自治会事業は単位自治会のみとする）で、地域の福祉活動を活性化するような事業とする。ただし、団体や事業の運営費、営利を目的とする活動等美郷町共同募金委員会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めた事業は除く。なお、以前助成の対象となった民間団体・グループも助成の対象となる。

3. 助成金額

助成額は、限度額を6万円とする。助成金の使用目的は、事業の円滑な実施に資する備品の購入に限定するものとする。

総額30万円以内とし、助成対象活動の規模等を勘案しながら本会の審査委員会においてこれを定める。

4. 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 配分金の交付

(1) 申請書類 所定の「助成金申請書」に必要事項を記入し、社協へ提出。
Fax・メールも可。

(2) 申請締め切り日 令和8年3月31日（火）

6. 対象事業の決定

応募のあった事業は、本会において検討・精査するため審査会を実施し、助成事業を決定する。結果は、応募のあった全ての団体へ通知する。

7. 助成金の交付

助成の決定を受けたもの（以下「助成先」という。）が、助成金を受けるときは、助成金交付申請書を会長へ提出する。



8. 助成金の返還

本要綱に違反したとき及び次に挙げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないとき
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に余剰が生じたとき

9. 事業の広報

助成先は、様々な手段を用いて美郷町民に対し、共同募金を財源とする助成金を受けて事業を実施したことを報告しなければならない。

10. 事業実施報告及び決算報告

助成先は、事業完了後直ちに所定の事業実施報告書を会長に提出しなければならない。

11. 会計帳簿等の整備

助成先は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

12. 共同募金運動への協力

助成先は、島根県共同募金会美郷町共同募金委員会が行う共同募金運動に積極的に協力しなければならない。

美郷町共同募金委員会 (美郷町社会福祉協議会)

お問い合わせ先

〒699-4621 島根県邑智郡美郷町粕渕 195-1
TEL(0855)75-1345 FAX(0855)75-1439
E-mail:fukushi@misato-shakyo.jp

